

公衆浴場法施行条例新旧対照表（第一号関係）

新	旧
（水質等に関する基準） 第七条 原水等（水道水等のみを使用したものを除く。第一号において同じ。）及び浴槽水の水質の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）に基づく温泉又は薬湯等を使用するものにあつては、同号イからニまで並びに第二号イ及びロの基準の一部又は全部を緩和することができる。 一 略 二 浴槽水の水質 イ・ロ 略 ハ 大腸菌は、一ミリリットル中に一個以下であること。 ニ 略	（水質等に関する基準） 第七条 原水等（水道水等のみを使用したものを除く。第一号において同じ。）及び浴槽水の水質の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）に基づく温泉又は薬湯等を使用するものにあつては、同号イからニまで並びに第二号イ及びロの基準の一部又は全部を緩和することができる。 一 略 二 浴槽水の水質 イ・ロ 略 ハ 大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿菌であつて乳糖を分解して酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。）は、一ミリリットル中に一個以下であること。 ニ 略

旅館業法施行条例新旧対照表（第二号関係）

新	（衛生措置等の基準） 第四条 法第四条第二項の規定により条例で定める衛生措置等の基準は、次のとおりとする。 一 三略 四 浴室の衛生措置等 イ 三略 タ 浴槽水の水質は、次に掲げるとおりとすること。ただし、温泉法に基づく温泉又は薬湯等を使用するものにあつては、(一)又は(二)の基準を緩和することができる。 (一)・(二) 略 (三) 大腸菌は、一ミリリットル中に一個以下であること。 (四) 略 レ・ソ 略
旧	（衛生措置等の基準） 第四条 法第四条第二項の規定により条例で定める衛生措置等の基準は、次のとおりとする。 一 三略 四 浴室の衛生措置等 イ 三略 タ 浴槽水の水質は、次に掲げるとおりとすること。ただし、温泉法に基づく温泉又は薬湯等を使用するものにあつては、(一)又は(二)の基準を緩和することができる。 (一)・(二) 略 (三) 大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿菌^{かん}であつて乳糖を分解して酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。）は、一ミリリットル中に一個以下であること。 (四) 略 レ・ソ 略